

令和 年 月 日

保護者 様

新型コロナウイルス感染症罹患後の療養報告について

ろっくひよこプリスクール
園 長 井 草 晃

お子さんは、新型コロナウイルス感染症のため、他の人に感染させる恐れのある期間に配慮し、子どもの病状が園における集団生活に支障がない状態に回復してから登園していただくようお願いします。新型コロナウイルス感染症の登園のめやすは下記のとおりです。

<新型コロナウイルス感染症の登園のめやす>

発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過していること。

回復後、登園再開にあたっては、保護者が「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を記入し、園へ提出をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の登園のめやすを満たす必要があります。

※以下保護者記入

施設長 様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

組 氏名

1 受 診 (自己検査の場合は 記入不要)	(1) 診 断 日	令和 年 月 日
	(2) 医療機関名	

2 療 養	(1) 発 症 日 (※1) (無症状の場合は検体採取日)	令和 年 月 日
	(2) 症状軽快日 (※2) (無症状の場合は記入不要)	令和 年 月 日
	(3) 登園再開日 (※3)	令和 年 月 日

※1 発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

※3 登園のめやすは、発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目とし、翌日から数えて5日を経過し、かつ、症状軽快日を0日目として1日を経過していること。

※ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の登園のめやすを満たすこと。
(インフルエンザの登園のめやす：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過していること。)

令和 年 月 日 保護者氏名

●新型コロナウイルスの対応について●

・新型コロナウイルスによる出席停止期間について：発症後5日間経過かつ症状軽快後1日経過していること

	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症後5日を経過	
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後 1日目に軽快した場合		軽快 	1日目 				OK 	
発症後 2日目に軽快した場合			軽快 	1日目 			OK 	
発症後 3日目に軽快した場合				軽快 	1日目 		OK 	
発症後 4日目に軽快した場合					軽快 	1日目 	OK 	
発症後 5日目に軽快した場合						軽快 	1日目 	OK 

※1 発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

※3 登園のめやすは、発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目とし、翌日から数えて5日を経過し、かつ、症状軽快日を0日目として1日を経過していること。

※ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の登園のめやすを満たすこと。
（インフルエンザの登園のめやす：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過していること）

※登園再開日に必ず療養報告書の提出をお願いします。提出がない場合や、記載内容に誤りがある場合には登園出来ませんのでご注意ください。

感染症の流行により下記の内容が発生した場合は休園となります。

- 1: 県や市の行政から休園措置の要請があった場合。
- 2: 園内で発生が確認され、臨時休園が必要と認めたとき。
- 3: 園職員の感染により保育に支障が生じ、臨時休園が必要と認めたとき。